

＝ 特記事項 ＝

【修繕概要】

修繕場所：津市 大門 地内
修繕内容：施設名称 観音公園屋外ステージ
構造 鉄筋コンクリート造
修繕項目 床修繕

【適応基準】

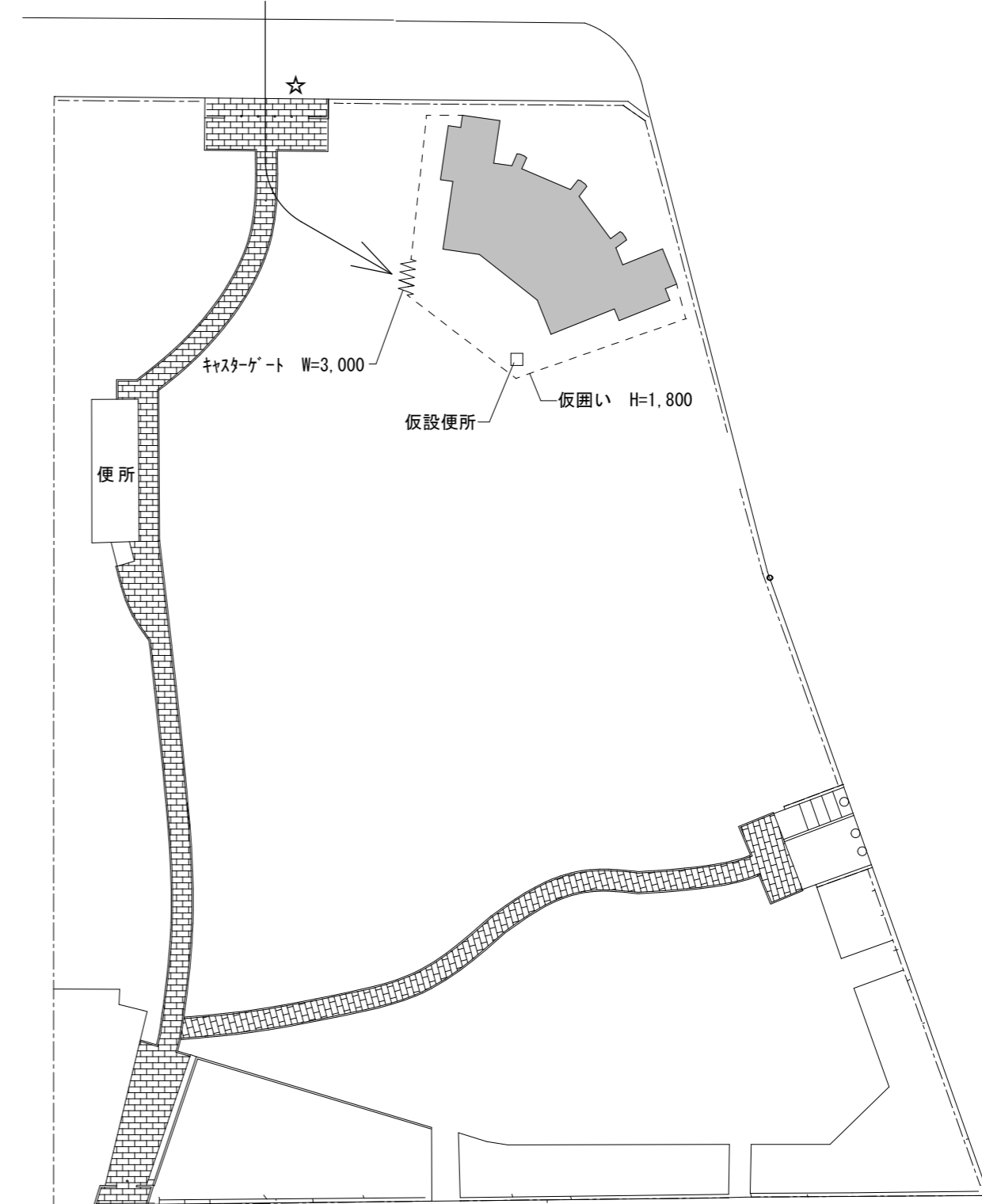
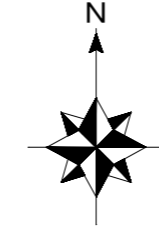
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年度版」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年度版」
- ・その他関係法令

【施工条件】

- ・契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手前の調査については、事前に施設関係者及び、市監督員の承諾を得るものとし施設の運営等に影響を与えない範囲とする。
- ・作業中の安全計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
- ・現場着手前には、現況把握の為に破損箇所があれば市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。
また、工事過程において、既存施設に損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。
- ・修繕期間中も公園利用を行う為、公園利用者及び関係者に危害を与えないように注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
- ・大型車両の出入りの際は交通誘導員を配置すること。また、車両の構内乗入れ時には、徐行するものとし、公園利用者等の安全に注意を払うこと。
- ・修繕関係車両は、周辺道路には駐車せず仮囲い内に駐車すること。
- ・工事用水、電気、便所については、既存施設を利用できない。
- ・図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書」（平成28年度版）による。ただし、上記に記載なき場合は国土交通省大臣官房官庁監修の「公共建築工事標準仕様書」（平成28年度版）による。
- ・設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは、本修繕に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

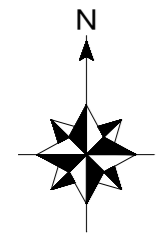
【解体撤去処分】

- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。また、現場着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、マニフェスト（A、B2、D票）を市監督員に提示すること。また、近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。



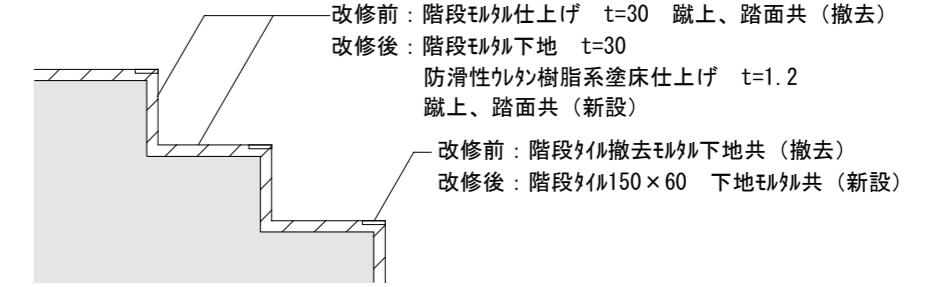
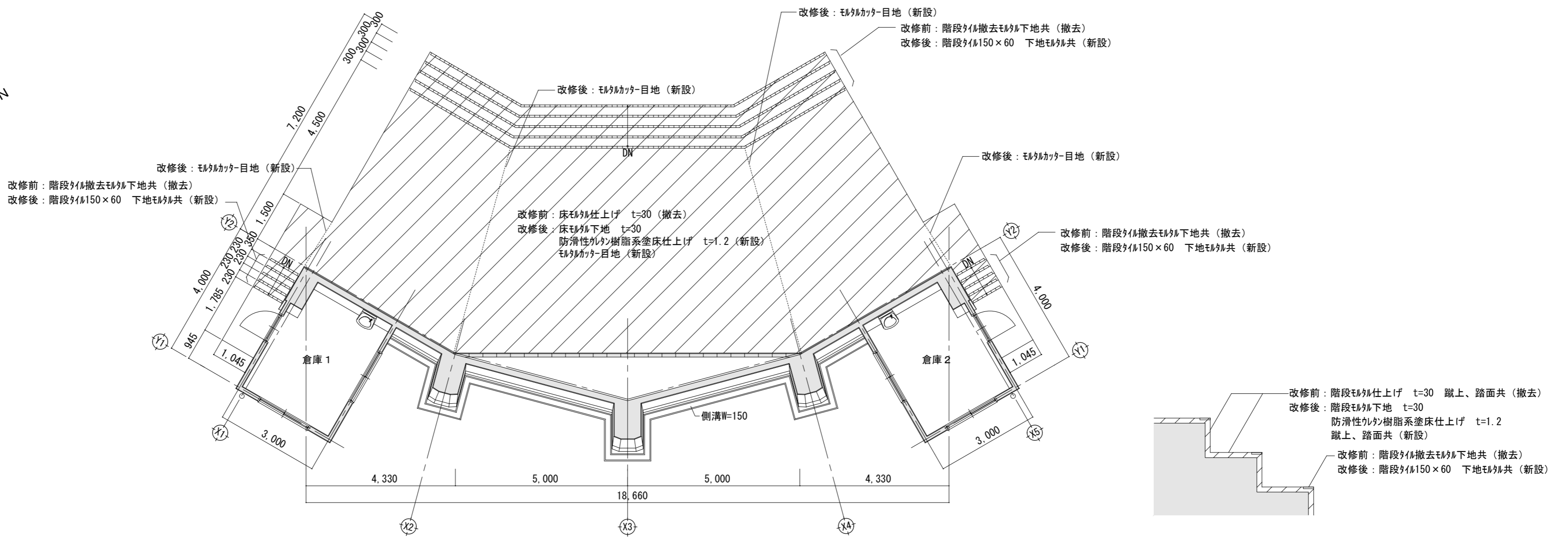
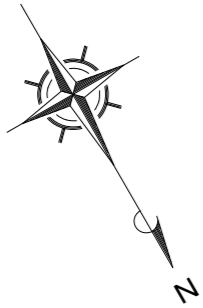
配置図兼外部仮設計画図 1/500

凡例	
☆	交通誘導員を示す（大型車両搬入時）
→	関係車両進入路を示す
---	仮囲い：ガードフェンス H=1,800 ※仮囲いには保安灯を設けること。
	キーストーン W=3,000
■	修繕対象建物を示す。
※公園内に乗り入れる為、工事完了時乗入部分の整地を行うこと。	



位置図

観音公園屋外ステージ床修繕		縮尺	—
図面名称	特記事項、位置図、配置図、外部仮設計画図	原図	A 2
津市建設部津北工事事務所		No.	1/2

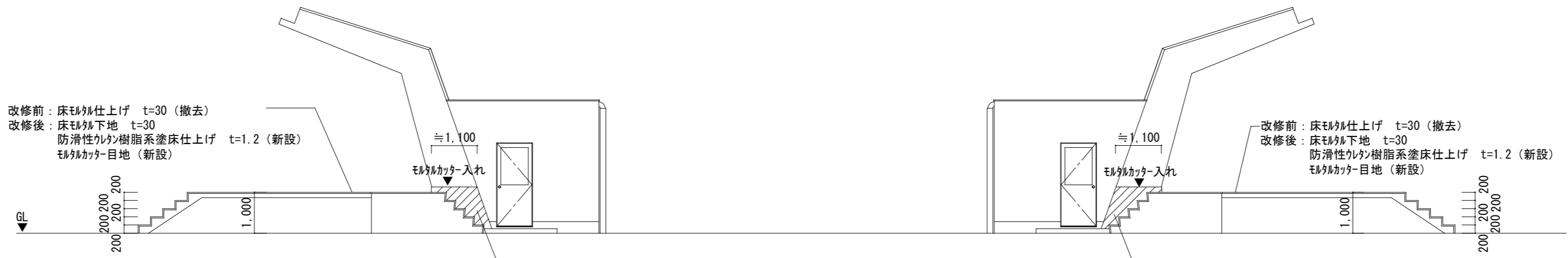


平面図 SC1:100

※特記無き限り既設のままとする。
 [Shaded Box]: 改修範囲を示す。

階段部詳細図 SC1:20

※特記無き限り既設のままとする。
 [Shaded Box]: 改修範囲を示す。



東立面図 SC1:100

※特記無き限り既設のままとする。
 [Shaded Box]: 改修範囲を示す。

西立面図 SC1:100

※特記無き限り既設のままとする。
 [Shaded Box]: 改修範囲を示す。

観音公園屋外ステージ床修繕		縮尺 1/20 1/100
図面名称	平面図・立面図・詳細図	原図: A 2
津市建設部津北工事事務所		No. 2/2